

川崎市若者文化創造発信拠点仮設整備・運営事業に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、川崎市若者文化創造発信拠点の仮設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、川崎市若者文化創造発信拠点仮設整備・運営事業公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、乙の提案による施設等の整備・運営の実現を図ることを目的とする。

（道路用地の表示）

第2条 本協定は、次に掲げる国道409号道路用地（以下「当該地」という。）を対象とする。

- （1）名 称 国道409号道路用地
- （2）所在地 川崎市幸区幸町2丁目572-1他
- （3）面 積 約1,660㎡

（道路占用許可）

第3条 乙は、「幸町二丁目及び堀川町地内の国道409号道路用地占用指針」に基づき、道路管理者と令和6年6月から当該地の道路占用の許可取得に向け協議を行う。

- 2 道路占用に伴う道路占用料は乙が負担する。
- 3 乙は、やむを得ない事情により提案内容と異なる形で事業を実施する場合は、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙の提案と異なる内容について、甲が要望した場合、その内容が著しく不合理と認められる場合でない限り、乙は誠実に協議を行い事業内容に反映するよう努めることとする。

（協力体制）

第4条 本事業の実施にあたっては、甲乙が相互に協力するとともに、本協定の解釈に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙が協議の上、定めるものとする。

- 2 甲は、本事業の状況について、必要に応じて乙に報告を求めることができる。

（補助金）

第5条 甲は乙に対して、予算の範囲内で、令和6年度は道路占用料の一部を対象に、令和7年度は施設整備費、道路占用料及び運営費の一部を対象に、令和8年度から令和10年度までは道路占用料及び運営費の一部を対象に補助するものとする。ただし、当該年度の予算にかかる川崎市議会の議決を停止条件とする。

なお、補助金の交付については、「川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金交付要綱」に基づき乙が申請を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本事業の終了までとする。

甲及び乙は、この本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 福田 紀彦

乙